





# 東京都男女平等参画基本条例

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
  - 第2章 基本的施策（第8条—第11条）
  - 第3章 男女平等参画の促進（第12条・第13条）
  - 第4章 性別による権利侵害の禁止（第14条）
  - 第5章 東京都男女平等参画審議会（第15条—第19条）
- ### 附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

### （基本理念）

第3条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

### （都の責務）

第4条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

### （都民の責務）

第5条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

### （都民等の申出）

第7条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第2章 基本的施策

### (行動計画)

第8条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (情報の収集及び分析)

第9条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

### (普及広報)

第10条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

### (年次報告)

第11条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

## 第3章 男女平等参画の促進

### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

第12条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

第13条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

## 第4章 性別による権利侵害の禁止

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

## 第5章 東京都男女平等参画審議会

### (設置)

第15条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第16条 審議会は、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

### (専門委員)

第17条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

### (委員の任期)

第18条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

### (運営事項の委任)

第19条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

# 東京都男女平等参画審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	現職等	備考
委員	荒木 葉子	荒木労働衛生コンサルタント事務所所長	
委員	大津 浩子	東京都議会議員	
委員	岡部 義裕	東京商工会議所常務理事	
委員	木谷 宏	麗澤大学経済学部教授	男女平等参画部会委員
委員	古賀 俊昭	東京都議会議員	
委員	駒崎 弘樹	特定非営利活動法人フローレンス代表理事	
委員	坂本 義次	檜原村長	
委員	佐藤 喜宣	杏林大学医学部教授	配偶者暴力対策部会委員
委員	高橋 勝浩	稲城市長	
委員	高橋 重郷	国立社会保障・人口問題研究所副所長	
委員	高橋 史朗	明星大学教授	
委員	武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授	男女平等参画部会部会長
委員	中村 幸子	東京都民生児童委員連合会常務委員	
委員	成澤 廣修	文京区長	
委員	西本 政司	弁護士	配偶者暴力対策部会部会長代理
委員	野上 純子	東京都議会議員	
委員	野上 ゆきえ	東京都議会議員	
会長	福原 義春	(株)資生堂名誉会長	
委員	松田 妙子	特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表理事	男女平等参画部会委員
会長代理	三宅 広人	元東京都生活文化局長	男女平等参画部会部会長代理
委員	矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)経済・社会政策部主任研究員	男女平等参画部会委員
委員	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授	配偶者暴力対策部会部会長
委員	芳野 友子	日本労働組合総連合会東京都連合会副会長	
委員	依田 禎子	東京都商店街振興組合連合会女性部長	
委員	和栗 安広	東京経営者協会常務理事	
専門委員	中島 幸子	特定非営利活動法人レジリエンス代表理事	配偶者暴力対策部会委員
専門委員	野本 律子	特定非営利活動法人全国女性シェルターネット理事	配偶者暴力対策部会委員

## 退任された委員(役職は在職中のもの)

	氏名	現職等	在任期間
委員	安谷 寛子	東京都民生児童委員連合会常任協議員	平成23年7月13日 ～平成23年8月5日

## 東京都男女平等参画を進める会設置要綱

平成 13 年 8 月 23 日  
13 生文総参第 91 号決定  
平成 14 年 1 月 29 日  
13 生文総参第 183 号一部改正  
平成 14 年 4 月 1 日  
14 生文総参第 1 号一部改正  
平成 16 年 4 月 1 日  
16 生都参青第 5 号一部改正  
平成 19 年 3 月 12 日  
18 生都男女第 179 号一部改正  
平成 21 年 9 月 11 日  
21 生都男女第 87 号一部改正  
平成 22 年 7 月 9 日  
22 生文総総第 825 号一部改正  
平成 23 年 11 月 1 日  
23 生都平第 148 号一部改正

### (設置目的)

第 1 東京都男女平等参画基本条例第 8 条に基づく行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が連携、協力して取り組む場として「東京都男女平等参画を進める会」（以下「進める会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第 2 進める会の検討事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行動計画における都民及び事業者の取組に関すること。
- (2) 行動計画の実施状況に関すること。
- (3) 行動計画の推進における都民、事業者と東京都の連携、協力に関すること。

### (構成)

第 3 進める会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 別表に掲げる関係機関・団体の推薦を得て東京都生活文化局長が委嘱する者
- (2) 学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。） 3 名以内

### (任期)

第 4 委員の任期は、委嘱の日から 2 年間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (コーディネーター)

第5 進める会の円滑な運営を図るために、コーディネーターとして、学識経験者を充てる。

2 コーディネーターは、事務局と協力して進める会の運営にあたるものとする。

3 コーディネーターは、検討事項について、専門的な立場から意見を述べるものとする。

(事務局)

第6 事務局は、生活文化局都民生活部に置く。

2 進める会の会務は、事務局において処理する。

(招集等)

第7 進める会は、事務局が招集する。

2 進める会の運営上、必要があるときは、進める会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8 進める会の会議は公開とする。ただし、進める会の決定により非公開とすることができる。

2 会議録等は、公開するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、進める会の運営に関して必要なことは、事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

## 東京都男女平等参画を進める会の構成団体及び学識経験者

団体名	
1	東京都商工会議所連合会
2	東京都商工会連合会
3	東京経営者協会
4	東京都中小企業団体中央会
5	公益社団法人東京青年会議所
6	社団法人東京工業団体連合会
7	東京都商店街振興組合連合会
8	J A東京女性組織協議会
9	社団法人日本書籍出版協会
10	社団法人日本雑誌協会
11	社団法人東京都医師会
12	社団法人東京都看護協会
13	東京都私立幼稚園連合会
14	東京都私立幼稚園PTA連合会
15	東京私立初等学校協会
16	東京私立初等学校父母の会連合会
17	社団法人日本私立大学連盟
18	社団法人東京都専修学校各種学校協会
19	東京都公立幼稚園PTA連絡協議会
20	社団法人東京都小学校PTA協議会
21	東京都公立中学校PTA協議会
22	東京都公立高等学校PTA連合会
23	東京都公立高等学校定通PTA連合会
24	東京都特別支援学校PTA連合会
25	日本労働組合総連合会東京都連合会
26	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
27	東京都生活協同組合連合会
28	公益社団法人被害者支援都民センター
29	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
30	特定非営利活動法人NPOサポートセンター
31	東京ボランティア・市民活動センター
32	東京中小企業家同友会

学識経験者	
	実践女子大学人間社会学部教授 鹿嶋 敬
	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授 庄司 洋子

## 東京都男女平等参画を進める会構成団体の概要

### 1 東京都商工会議所連合会

東京（23区内）と八王子、武蔵野、青梅、立川、むさし府中、町田、多摩の都内 8 つの商工会議所で構成している連合会。

### 2 東京都商工会連合会

多摩地域の 21 商工会と島しょ地域の 6 商工会で構成している連合会。約 30,000 の事業所が参加している。

### 3 東京経営者協会

人事・労務・経営分野を機軸とした総合経済団体。現在、都内に約 1,500 の会員を擁しており、企業経営の立場から労働経済や人事労務管理、教育、雇用、企業防災・事業継続(BC)、環境等に関する諸テーマに取り組んでいる。また、使用者団体の立場から東京都並びに行政に対して提案・要請をしている。

### 4 東京都中小企業団体中央会

中小企業者で組織された業界団体の中央組織で、約 1,800 の地域業種団体で構成。約 300,000 人の中小企業者が加入している。中小企業支援のための団体で、中小企業の組織化の推進やその連携を進めている。

### 5 公益社団法人東京青年会議所

「明るい豊かな社会の実現」を理念に掲げて、様々な活動・運動を行っている。全国組織として、「日本青年会議所」がある。23 区内に在住もしくは在勤で、年齢が 25 歳から 40 歳の者で構成されており、人種・国籍・性別・職業・宗教・思想の別なく、入会審査を経て入会できる。

### 6 社団法人東京工業団体連合会

会員は都内の製造業者等で組織する団体で、現在 36 の団体が加盟している。「業種を超えた地域工業団体の連合組織」として、地域の工業団体の活動を支援している。

### 7 東京都商店街振興組合連合会

商店街が形成されている地域内の小売商業、サービス業等を営む事業者が相互扶助の精神をもって団結し、協同して環境整備事業や販売促進活動等の協同経済事業を行いながら、事業者の事業の健全な発展と公共の福祉の増進を図っていくことを目的としている組合である。商店街近代化資料等の配布など商店街指導に関する事業や連合会の青年部、女性部の設立促進事業などの組織化に関する事業などを行っている。

### 8 JA 東京女性組織協議会

JA（農業協同組合）は、農家及び地域の人々を組合員とする協同組織。都内で 7,660 名の会員を擁している。JA の協同活動を支援することや住みよい地域社会づくりを目的として組織されたもの。

### 9 社団法人日本書籍出版協会

当協会は 1957 年 3 月、出版事業の健全な発展と出版文化の向上に寄与する目的で書籍出版業者を中心に設立された、日本の出版界を代表する事業者団体である。当協会の運営は、理事会のもと、知的財産権・流通・出版の自由・国際関係など 12 の常設委員会を中心として、調査・研究・広報・事業活動を独自に、あるいは関連団体と連携して幅広い活動を行っている。現在、会員数は 454 社。

## 10 社団法人日本雑誌協会

「雑誌」の出版を通じて文化の発展を期するため、出版倫理の向上を図り、その他「雑誌」共通の利益を擁護することを目的として結成された。

## 11 社団法人東京都医師会

医学技術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、社会の福祉を増進することを目的として、設立された。医学の振興、研鑽に関する事業をはじめとして、公衆衛生、学校保健、地域医療、地域福祉等の多分野にわたって事業を実施している。

## 12 社団法人東京都看護協会

保健師、助産師、看護師、准看護師が自主的に会員となって、会員の総意で運営している組織。会員数は約43,000人。会員自らの質の向上のための生涯教育や看護業務の調査活動、地域住民の健康支援、訪問看護事業、看護に関する情報提供などの活動に取り組んでいる。

## 13 東京都私立幼稚園連合会

都内私立幼稚園の提携協力によって、私立幼稚園の自主性と公共性を発揮し幼児教育の振興を図ることを目的とし、約800の幼稚園が加入している。私立幼稚園教職員の資質向上、幼児教育に関する研究調査、私立幼稚園の運営管理に関する研究調査などの事業を行っている。

## 14 東京都私立幼稚園PTA連合会

東京都私立幼稚園連合会に加盟している幼稚園のPTAの連合会。

## 15 東京私立初等学校協会

東京私立初等学校の提携協力によって初等教育の充実向上を図ることを目的として設立され、都内の私立初等学校54校が加盟。初等教育に関する調査研究や学校運営に関する研究調査、教職員の資質向上のための研修などを行っている。

## 16 東京私立初等学校父母の会連合会

東京私立初等学校協会に所属する初等学校の父母の会の連合会。

## 17 社団法人日本私立大学連盟

全国組織で、123大学で構成。私立大学の教育研究条件の充実向上と経営基盤の確立、教職員の福利厚生と学生生活の充実等を図るために、私立大学に関連する様々な事業に取り組んでいる。

## 18 社団法人東京都専修学校各種学校協会

東京都内私立専修学校・各種学校を代表する唯一の団体で、現在の会員数は375校で、専修学校・各種学校教育の充実・振興に努めている。

## 19 東京都公立幼稚園PTA連絡協議会

東京都公立幼稚園PTAが相互の連絡を密にし、幼稚園教育の振興を図ること及びPTA単位の活動やその連合体の健全な発展推進を図ることを目的に設立された。

## 20 社団法人東京都小学校PTA協議会

子供たちの豊かな心と体の健全な育成を願い、研修と活動を展開して社会教育の振興、地域社会の教育の向上に寄与するために、各地区PTA連合組織との連携を緊密に図って、PTA活動の活性化と、家庭・地域の教育力の向上を目指すために設立された。

## 2 1 東京都公立中学校 P T A 協議会

P T A の健全な発展を推進して、青少年の健全な成長を図ることを目的として設立された。

## 2 2 東京都公立高等学校 P T A 連合会

P T A の健全な発展と青少年の健全育成につとめ、各学区及び単位 P T A の相互間の連絡・連携を密にして高等学校教育の振興に寄与することを目的に設立された。

## 2 3 東京都公立高等学校定通 P T A 連合会

都内の定時制・通信制の公立高等学校 P T A の連合会。定時制・通信制の公立高等学校 P T A が連合して定時制・通信制の普及振興、生徒の福祉厚生等の活動を行っている。

## 2 4 東京都特別支援学校 P T A 連合会

特別支援学校の P T A の連合会。

## 2 5 日本労働組合総連合会東京都連合会

日本労働組合総連合会東京都連合会(連合東京)は、労働組合の全国組織「連合」の首都東京の組織で、都内在勤の様々な職種の労働者約 104 万人が加盟し、働きやすく暮らしやすい東京をめざし、政策・制度要求や労働相談活動など地域に根ざした活動をしています。

## 2 6 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟

地域婦人団体の連絡協議機関として設立されたもの。共通の目的である男女平等の推進、青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進、世界平和の確立などの実現につとめることを目的としている。全国組織として全国地域婦人団体連絡協議会がある。

## 2 7 東京都生活協同組合連合会

地域、職域、医療、大学、共済など会員生協(84 生協)連帯の中心となり、協同互助の精神によって、その事業経営と組合員活動の発展のために活動している。

## 2 8 公益社団法人被害者支援都民センター

犯罪被害者やその遺族に対する精神的支援その他各種支援活動や、社会への啓発活動を行うことで、被害者や遺族の被害の軽減や回復に資することを目的とする公益社団法人である。

## 2 9 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン

管理職や専門職の地位にある女性達の奉仕団体である。国際ソロプチミストアメリカ連盟の傘下に国際ソロプチミスト日本が組み込まれており、東リジョンをはじめとして、5つのリジョンに分かれている。国際理解と友愛の精神を通して、女性の地位向上、平等、開発、平和を目指して活動している。

## 3 0 特定非営利活動法人 N P O サポートセンター

多様な市民活動への実践的な支援や、法制度の改革を含めた市民活動推進のための支援システムの開発・提言を行うことで、市民活動の定着とその基盤整備を目指して活動している。

## 3 1 東京ボランティア・市民活動センター

様々な分野のボランティア活動の躍進・支援を目的として設立されたもので、現在は、これに加えて、市民活動(市民たちが主体となり営利を目的とせず、他者や社会に対して貢献する活動)の推進・支援を行っている。

### 3 2 東京中小企業家同友会

都内の約 2,200 社の中小企業経営者等が加入している団体であり、中小企業の経営者の経営体験の交流と日常の様々な経営課題を克服する活動を実施している。女性部を中心に、中小企業における男女平等参画の実現や女性の活躍促進に向けて取り組んでいる。

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基

本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第3章 男女共同参画会議**

**(設置)**

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

**(議長)**

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附則 抄**

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**(経過措置)**

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として

任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

##### （施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定  
公布の日

##### （職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

##### （別に定める経過措置）

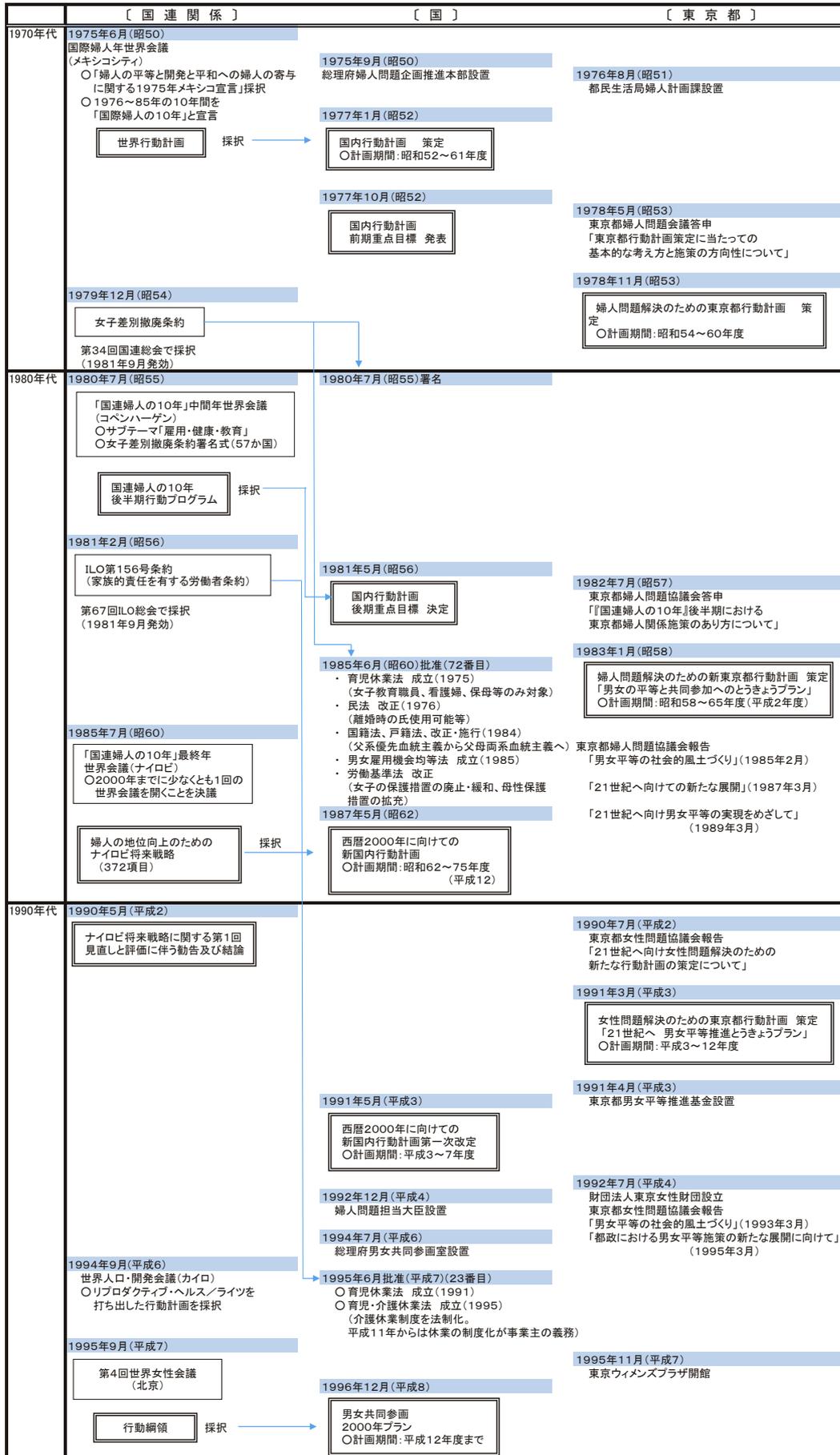
第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

##### （施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

# 男女平等参画推進の主な動き



	[ 国 連 関 係 ]	[ 国 ]	[ 東 京 都 ]
		<p>1997年6月(平成9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法 改正 (差別解消努力義務から差別禁止規定へ セクハラ防止、ポジティブアクションへの対応)</li> <li>労働基準法 改正 (女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等)</li> <li>育児・介護休業法 改正 (労働者の深夜業制限の制度創設)</li> </ul> <p>1999年6月(平成11)</p> <p>男女共同参画社会基本法 成立・施行</p>	<p>1997年11月(平成9)</p> <p>東京都女性問題協議会報告 「男女が平等に参画するまち東京」</p> <p>1998年3月(平成10)</p> <p>男女平等推進のための東京都行動計画 策定 「男女が平等に参画するまち東京プラン」 ○計画期間:平成10～19年度</p> <p>1999年8月(平成11)</p> <p>東京都女性問題協議会報告 「男女平等参画の推進に関する条例の 基本的な考え方について」</p>
2000年代	<p>2000年6月(平成12)</p> <p>国連特別総会 「女性2000年会議」(ニューヨーク)</p> <p>2000年12月(平成12)</p> <p>男女共同参画基本計画 ○計画期間(施策):平成13～17年度まで</p> <p>2001年1月(平成13)</p> <p>内閣府男女共同参画局設置</p> <p>2001年4月(平成13)</p> <p>配偶者暴力防止法 成立</p> <p>2001年11月(平成13)</p> <p>育児・介護休業法 改正 (勤務時間の短縮等の対象となる子の年齢 の引上げ等)</p> <p>2003年7月(平成15)</p> <p>次世代育成支援対策推進法の成立</p> <p>2004年6月(平成16)</p> <p>配偶者暴力防止法 改正 (暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者 も含める、子への接近禁止命令を可能に)</p> <p>2004年12月(平成16)</p> <p>育児・介護休業法 改正 (対象者の拡大、育休期間延長、介護休業の 取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設)</p> <p>2005年12月(平成17)</p> <p>国連婦人の地位委員会 「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)</p> <p>2005年12月(平成17)</p> <p>男女共同参画基本計画(第2次) ○計画期間(施策):平成18～22年度まで</p> <p>2006年6月(平成18)</p> <p>男女雇用機会均等法 改正 (男女双方に対する差別の禁止、間接差別の 禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの 禁止、セクハラ対策の措置義務化)</p> <p>2007年7月(平成19)</p> <p>配偶者暴力防止法 改正 (保護命令制度の拡充等)</p> <p>2007年12月(平成19)</p> <p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための 行動指針」策定</p> <p>2008年12月(平成20)</p> <p>次世代育成支援対策推進法の改正 (一般事業主行動計画の公表及び従業員への 周知の義務化等)</p> <p>2009年6月(平成21)</p> <p>育児・介護休業法 改正 (子育て中の短時間勤務制度の義務化、 父親の育児休業の取得促進等)</p>	<p>2000年3月(平成12)</p> <p>東京都男女平等参画基本条例 成立・施行</p> <p>2001年7月(平成13)</p> <p>東京都男女平等参画審議会答申 「男女平等参画のための東京都行動 計画の基本的考え方」</p> <p>2002年1月(平成14)</p> <p>男女平等参画のための東京都行動計画 策定 「チャンス&amp;サポート東京プラン2002」 ○計画期間:平成14～18年度</p> <p>2002年4月(平成14)</p> <p>配偶者暴力相談支援センター業務を開始</p> <p>2002年12月(平成14)</p> <p>財団法人東京女性財団解散</p> <p>2003年3月(平成15)</p> <p>東京都男女平等推進基金廃止</p> <p>2004年7月(平成16)</p> <p>東京都男女平等参画審議会調査審議報告 「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析 及び対策について」</p> <p>2005年4月(平成17)</p> <p>「次世代育成支援 東京都行動計画」策定</p> <p>2006年3月(平成18)</p> <p>「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間:平成18～20年度</p> <p>2006年12月(平成18)</p> <p>東京都男女平等参画審議会答申 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定 にあたっての基本的考え方について」</p> <p>2007年3月(平成19)</p> <p>男女平等参画のための東京都行動計画 改定 「チャンス&amp;サポート東京プラン2007」 ○計画期間:平成19～23年度</p> <p>2008年2月(平成20)</p> <p>東京都男女平等参画審議会調査審議報告 「企業の実態に即したワーク・ライフ・バランスの 推進について」</p> <p>2009年3月(平成21)</p> <p>「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間:平成21～23年度</p>	
2010年代	<p>2010年3月(平成22)</p> <p>国連婦人の地位委員会 「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</p> <p>2011年1月(平成23)</p> <p>○ジェンダー平等と女性のエンパワメントの ための国際機関(UN Women)発足</p> <p>2010年6月(平成22)</p> <p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための 行動指針」改定</p> <p>2010年12月(平成22)</p> <p>第3次男女共同参画基本計画 ○計画期間(施策):平成23～27年度まで</p>	<p>2010年4月(平成22)</p> <p>「次世代育成支援 東京都行動計画(後期)」策定</p> <p>2012年1月(平成24)</p> <p>東京都男女平等参画審議会答申 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定 にあたっての基本的考え方について」 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定 にあたっての基本的考え方について」</p> <p>2012年3月(平成24)</p> <p>男女平等参画のための東京都行動計画 改定 「チャンス&amp;サポート東京プラン2012」 ○計画期間:平成24～28年度</p> <p>「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間:平成24～28年度</p>	